

大阪府の保健所体制と医療の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大「第6波」を迎えた中で、大阪府は人口あたりの重症者数、コロナ死者が全国ワースト1です。病床は極めてひっ迫し、適切な治療が受けられず命の危険に晒される感染者が続出しています。

高齢者施設等におけるクラスターは、件数、感染者数とも「第5波」を超え、「第4波」を凌ぐスピードで増えています。「第4波」は医療崩壊し高齢者施設の感染者が入院できず、そのまま亡くなる方が相次ぎましたが、まさに「第4波」再来の様相です。

今、大阪府内の保健所と医療は危機的な状況です。保健所は機能不全に陥り、このたび大阪府では陽性者に対する保健所からの連絡は65歳以上に引き上げられました。入院は中等症2以上に限定するよう医療機関に要請し、大阪府は肺炎では入院できない状態です。また救急搬送がパンクしていることから、高齢者施設からの119番通報を控えるよう通知する異常事態です。

大阪府は昨年度、コロナ病床にも使われる急性期病床を229床も削減しました。検査拡大にも消極的で、高齢者施設等の定期検査も昨年いったん停止しました。今、必要なのは、大阪府内全ての保健所に保健師をはじめとする専門職員、事務職員を大幅に増員し、自宅療養者への24時間往診体制を、医師会や地域の医療機関などと協力し、大阪府内全地域で緊急構築することです。

大阪府は可能な限りの予算と人員を、コロナ対策、保健所体制と医療の拡充にまわすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月29日

摂津市議会